



平成 18 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 明豊ファシリティワークス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 坂田 明  
(JASDAQ・コード1717)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役経営企画部長 大島和男  
電話 03-5211-0066

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第26期定時株主総会に下記のとおり、「定款一部変更の件」として下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) 及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当社が設置する機関を定めるため、変更案第 4 条 (機関) を新設する。
- (2) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 8 条 (株券の発行) を新設する。
- (3) 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、変更案第 10 条 (単元未満株主の権利制限) を新設する。
- (4) 会社法施行規則第 94 条及び第 133 条並びに会社計算規則第 161 条及び第 162 条の規定に従い、変更案第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) を新設する。
- (5) 会社法施行規則第 63 条第 5 号の規定に従い、現行定款第 15 条 (議決権の代理行使) に代理人の員数を規定する。
- (6) 会社法第 370 条の規定に従い、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるようになったことに伴い、迅速な意思決定を可能とするため、現行定款第 23 条 (取締役会の決議方法) に所要の変更を行う。
- (7) 会社法施行規則第 96 条第 3 項の規定に従い、定款に定めを設けることにより監査役補欠者の予選の効力を伸長することができるようになったことに伴い、監査役の任期と調整を図るため、現行定款第 30 条 (監査役補欠者の選任) に所要の変更を行う。
- (8) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮すること

- ができるよう、変更案第 40 条（監査役の責任免除）を新設する。
- (9) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更する。
- (10) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行う。
- (11) 上記各変更に伴う条数の変更を行う。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、下線は変更箇所を示すものであります。

| 現行規程  | 変更案  |
|---|--|
| 第 1 章 総則  | 第 1 章 総則   |
| (新設)  | (機関)   |
|   | 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。   |
|   | 1. 取締役会  |
|   | 2. 監査役   |
|   | 3. 監査役会  |
|   | 4. 会計監査人   |
| (公告の方法)   | (公告方法)   |
| 第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 | 第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 |
| 第 2 章 株式  | 第 2 章 株式   |
| (発行する株式の総数)   | (発行可能株式総数)   |
| 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、4800 万株とする。   | 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4800 万株とする。   |
| (1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)  | (単元株式数)  |
| 第 6 条 (省略)  | 第 7 条 (現行どおり)  |
| 2 当社は、1 単元未満の株式について株券を発行しない。  | 2 (削除)   |
| (新設)  | (株券の発行)  |
|   | 第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。   |
|   | 2 前項の規定にかかわらず、当社は 1 単元未満の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しないことができる。                |
| (自己株式の買受け)  | (自己株式の取得)  |
| 第 7 条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。  | 第 9 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。         |
| (端株原簿への不記載)   | (削除)   |
| 第 8 条 当社は、1 株未満の端数については、これを端株として端株原簿に記載または記録しない。                              |  |

|  |  |
|--|--|
| <p>(新設)</p>  | <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第10条</u> 当社の単元未満株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ol>  |
| <p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</u></p>  | <p>(削除)</p>  |
| <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></li> <li>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></li> </ol> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></li> <li>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りならびにその他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></li> </ol> |
| <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>   | <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りならびにその他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>   |

### 第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(新設)

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 (省略)

(新設)

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

2 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれ

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。

2 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際して、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

に記名押印または電子署名する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3 (省略)

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員によりまたは補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 当社は取締役会の決議により代表取締役を定める。

2 (省略)

3 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 (条文省略)

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

2 (新設)

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、3名以上6名以内とする。

(取締役の選任および解任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任および解任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、取締役の解任決議は、本定款第17条第2項の定めに従い行うものとする。

3 (現行どおり)

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員によりまたは補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するす時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 (現行どおり)

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 (現行どおり)

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的事項について提

|   |   |
|---|---|
| <p>(取締役会の議事録)<br/>第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)<br/>第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)<br/>第26条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)<br/>第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役を選任)<br/>第28条 監査役は、株主総会において選任する。<br/>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役任期)<br/>第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役補欠者の選任)<br/>第30条 当会社は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において監査役補欠者を選任することができる。</p> | <p>案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該目的事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録)<br/>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)<br/>第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数)<br/>第30条 当会社の監査役は、3名以上 5名以内とする。</p> <p>(監査役を選任)<br/>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役任期)<br/>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役補欠者の選任)<br/>第33条 当会社は法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において監査役補欠者を選任することができる。</p> |
|---|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>2 監査役補欠者の選任決議の定足数は、第28条の規定を準用する。</p> <p>3 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになり、第1項により選任された監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>4 第1項により選任された監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催時までとする。</p> | <p>2 監査役補欠者の選任決議の定足数は、第31条の規定を準用する。</p> <p>3 第1項により選任された監査役補欠者の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4 前項の監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p> |
| <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第31条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p>  | <p>(削除)</p>  |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 (省略)</p>  | <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>  |
| <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p>   | <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>   |
| <p>(新設)</p>  | <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>  |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>  | <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>   |
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 (条文省略)</p>   | <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>  |
| <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第36条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>   | <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>  |
| <p>(新設)</p>  | <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第37条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p style="text-align: center;">2 (新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">2 未払の利益配当金および中間配当金には、利息を付けない。</p> | <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第42条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">2 <u>前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">2 未払の期末配当金および中間配当金には、利息を付けない。</p> |
|--|--|

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成18年6月28日（水曜日）

定款変更の効力発生日

平成18年6月28日（水曜日）

以上